

## 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

### 1 政策等の題名

(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例 (骨子案)

### 2 案の公表日

令和6年9月29日(日)

### 3 意見提出期間

令和6年9月29日(日) から令和6年10月31日(木) まで(33日間)

### 4 案の公表方法

- ・ 広報すぎなみ(令和6年10月1日号)
- ・ 区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧(庶務課、区政資料室、区民事務所、図書館)

### 5 意見提出実績

計11件(個人11件、団体0件) 延べ15項目

- |             |    |       |
|-------------|----|-------|
| ・ 郵送        | 1件 | 延べ1項目 |
| ・ 電子メール     | 3件 | 延べ6項目 |
| ・ 区公式ホームページ | 7件 | 延べ8項目 |

### 6 提出された意見と教育委員会の考え方

「意見の全文と教育委員会の考え方(別紙1)」のとおり

### 7 修正後の条例骨子

- (1) 条例の名称を「(仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例」とする。
- (2) 条例骨子案は「(仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例 骨子(修正後)(別紙2)」のとおり。

### 8 問い合わせ先

教育委員会事務局庶務課 電話 03-3312-2111 (内線 1658)